

災害時における近隣市町村相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧活動に万全を期すため、別表に掲げる市町村(以下「協定市町村」という。)間で相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする日用品、食料、資材、機械、器具の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人員及び業務内容
- (4) 必要とする期間
- (5) 希望する場所
- (6) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市町村は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合には、被災市町村以外の協定市町村相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した機械、器具等の維持管理については、援助を要請した市町村が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、法令その他定めのあるものを除き、援助を要請した市町村が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、連絡責任者を置く。

(連絡会議)

第 7 条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市町村の防災体制の整備に資するため、相互援助協定連絡会議（以下「連絡会議」という）を年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は、臨時に開催することができる。

2 この連絡会議は協定市町村の防災担当課長をもって構成する。

(事務局)

第 8 条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、連絡会議の事務局を新潟市危機管理・防災課に置く。

(有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定成立の日から 1 年とする。ただし、協定期間満了の日までに協定市町村のいずれかから、協定効力終了の申出がなされないときは、引き続きこの協定は、順次 1 年間有効期間を更新するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

災害時相互援助協定市町村

別表

新潟市	長岡市	三条市	新発田市	加茂市	燕市	五泉市	阿賀野市
佐渡市	聖籠町	弥彦村	田上町				

平成 18 年 8 月 1 日